

アフターサービス規準書

発行日 平成 18年 月 日

買主 殿

売主 住所 東京都東村山市栄町3-11-9
氏名 株式会社 アート・ハウジング 印

物件所在地	
アフターサービス申込先	東京都東村山市栄町3-11-9 株式会社 アート・ハウジング

アフターサービスについては、下記の要領にて実施させていただきます。なお、アフターサービスの適用事項は戸建住宅全般に共通するよう作成してありますので、お客様の購入される住宅に該当しない事項が記載されている場合がございます。予め御了承願います。

主要構造部・防水・防蟻

部位・設備	現象例	期間	備考
主要構造部分	構造強度に大きな影響を及ぼす 変形破損、亀裂	10年	材質的な収縮に起因し、構造的に特に支障のない物を除く。 (下地及び表面仕上げ部分を除く)
基礎			
床軸組及び土台			
壁軸組			
屋根小屋軸組			
防水	屋根・庇	10年	屋内への雨漏り及び雨漏りによる室内仕上げ面の破損 屋外仕上げ材のおよによるもの。開口部を微少な除去。また、台風などの強風時に開口部との取合部分から漏水し、結に起因するものは降
	外壁		
	外壁開口部の取合		
防蟻	防蟻処理を行った部分	5年	白蟻による構造体の損傷 引水、屋根等より浸水が変化したもの

主要構造部以外の仕上げ

部位・設備	現象例	期間	備考
屋根	破損 瓦のズレ・ヒビ	2年 2年	経年変化による退色は除く。
軒裏	破損 錆び・シミ	2年 1.5年	[破損] はがれ
雨樋	変形・破損 排水不良・取付不調	2年 2年	
バルコニー	変形 破損・取付不調	2年 1年	[変形] さがり
外部手すり・面格子	破損・取付不調	1年	
外壁	雨漏り・亀裂・破損	2年	[亀裂] 3mm以下を除く [破損] はがれ
外部塗装	はがれ	1.5年	
間仕切壁	破損 変形	2年 1年	[変形] そり
天井	破損 変形	2年 1年	[変形] さがり
床・階段	変形 きしみ	2年 2年	[変形] そり・さがり [きしみ] 極端なものに限る
内装仕上げ材 (壁・床・天井)	変形・破損	2年	[破損] 畳表は点検確認時のみ

部位・設備	現象例	期間	備考	
内部タイル仕上げ	破損	2年	[破損] はがれ・われ	
内部塗装	はがれ	1.5年		
玄関扉・勝手口扉	破損・作動不良・取付不調	1年	[破損] 2mm以下のひび・われを除く。 ガラスは点検確認時のみ [作動不良] 9mm以下のそりを除く	
窓・雨戸	変形・破損・作動不良・取付不調	2年	[破損] ガラスは点検確認時のみ	
網戸	作動不良	2年		
窓枠まわり・戸袋	取付不調	2年		
敷居・鴨居・柱	変形	2年	[変形] きしみ・そり・ねじれ	
内部扉・襖・障子	変形・破損・作動不良・取付不調	2年	[破損] 襖紙・障子紙は点検確認時のみ	
建物金具・カーテンレール	変形・破損・作動不良・取付不調	1年		
造付家具 (押入れを含む)	変形・破損・取付不調	2年		
電気設備	分電盤	破損・作動不良	2年	
	配線	破損・作動不良	2年	
	スイッチ・コンセント	作動不良・取付不調	1年	
	照明器具 (管球を除く)・プザーインターホン・非常警報器	作動不良・取付不調	1年	
給排水	給水管	水漏れ	2年	[水漏れ] 凍結によるものを除く
	給水管・トラップ・通気管	水漏れ・排水不良	1年	[水漏れ] 凍結によるものを除く
	給水栓	作動不良・取付不調	1年	[作動不良] パッキン等消費部分除く
給排気	給気口	変形・取付不調	1年	
	換気扇・換気口・レンジフード	破損・作動不良・取付不調	1年	
ガス設備	ガス配管	破損	2年	[破損] ゴム配管を除く
	ガス栓	破損・取付不調	1年	
		・作動不良・取付不調	1年	
厨房設備	水漏れ・作動不良・取付不調	1年		
衛生設備	水漏れ・排水不良・破損 作動不良・取付不調	1年		
冷暖房		排水不良 ・作動不良・取付不調	2年 1年	[排水不良] 異物のつまりによるものを除く
	配管	水漏れ・排水不良	1年	
	機器	水漏れ・排水不良・変形 作動不良・取付不調	1年	
門扉・扉 (フェンスを含む)	破損・作動不良・取付不調	1年		
カーポート・アプローチ ポーチ・テラス	排水不良・亀裂・破損	2年	[亀裂] 3mm以下を除く	

[アフターサービス規準適用上の留意事項]

1. 本アフターサービス期間の始期 (起算日) は、建物引渡しの日とする。
 2. 異常気象等の天災地変による変形、破損等については、アフターサービスの対象とならないものとする。
 3. 管理不十分あるいは使用上の不注意、重量物の使用による変形、破損等については、アフターサービスの対象とならないものとする。
 4. 使用材質の自然特性あるいは経年変化に伴う現象で機能上支障のないものについては、アフターサービスの対象とならないものとする。
 5. 作動不良、取付不調の現象については、構造上、機能上または安全上の支障の程度により判断するものとする。
 6. 増改築により発生した現象については、アフターサービスの対象とならないものとする。
 7. 汚水処理場、集会所等の共用施設がある場合は、その対象面積によってアフターサービス期間を別途定めるものとする。
 8. 第三者に転売した場合には、アフターサービスの対象とならないものとする。
 9. 本アフターサービスの対象項目は引き渡し時点の現況で行うものとする。
- ※売主は本アフターサービス規準によって契約上に定める瑕疵担保責任を免れるものではありません。